裾市生第６６号
令和８年10月16日

裾野市廃棄物減量等審議会会長　様

裾野市長　村田　悠

裾野市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、市は、一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとされています。

裾野市では令和３年度に定め、今年度は策定から５年が経ち、社会情勢の変化や、循環型社会形成の推進のため、一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行うものであります。このため、裾野市廃棄物減量等審議会条例第２条の規定により、一般廃棄物処理基本計画の策定について、ご審議をいただきたく諮問いたします。